

議案第 33 号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 3 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 12 条第 4 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 25 条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第34号

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時

確保していること。

- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講する

よう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第48条中「、第31条及び第31条の2」を「及び第31条から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

第52条中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第27条第1項（新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第31条の3（新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「苦情」を「規定による苦情」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条第3項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条の3第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保

していること。

- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条の3第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項第2号の改正規定及び第33条の3第1項の改正規定（「、交付」を削る部分を除く。）は公布の日から、第28条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

議案第36号

大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限

る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する

ための委員会の設置)

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第43条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第56条第1項の改正規定は公布の日から、第35条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第41条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第41条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

議案第38号

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることに

より当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第42条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定は公布の日から、第35条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 2 月 20 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 55 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 19 条第 1 項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第 26 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 34 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を

定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第55条第1項の改正規定は公布の日から、第35条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

議案第40号

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第277条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第44条及び第50条中「同一敷地内にある」を削る。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条及び第101条中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第112条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第115条中「第112条第2項第2号から第4号」を「第112条第2項第3号から第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第133条及び第149条中「同一敷地内にある」を削る。

第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催すること

ができるものとする。

第167条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第174条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第179条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第184条中「同一敷地内にある」を削る。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第191条第1項第2号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削る。

第192条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第194条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第203条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

第209条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第218条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」

という。)の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第219条中「同一敷地内にある」を削る。

第228条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場

合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第236条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。

第241条中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第250条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第251条中「同一敷地内にある」を削る。

第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第255条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第256条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モ

モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第261条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第262条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

(2) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第268条中「同一敷地内にある」を削る。

第273条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第273条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1項を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第274条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第275条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第277条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第2条 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第2項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定

する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第81条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。）第2条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準省令」という。）第4条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第86条第5項中「前条第5号後段」を「前条第7号後段」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテ

ションの情報を把握しなければならない。

第88条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第137条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準省令第2条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準条例第4条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準省令第4条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第140条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第145条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第191条第1項第1号中「大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び

設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項中「施行日」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「、新条例」を「、改正後の大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）」に改め、同項を附則第2項とし、附則中第5項を削り、第6項を第3項とし、同項の次に次の3項を加える。

（運営規程に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第96条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第98条において準用する新条例第32条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

6 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第98条において準用する新条例第40条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第9条第2項第2号及び第277条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和6年6月1日

(3) 第1条中指定居宅サービス等基準等条例第34条に1項を加える改正規定及び指定居宅サービス等基準等条例第261条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準等条例（以下「新条例」という。）第155条第6項（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第8項、第194条第6項及び第209条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第166条の2（新条例第181条、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）及び第237条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第166条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第228条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

議案第41号

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に

当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限す

る行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(8) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号エ中「第16条第14号イ」を「第16条第14号ウ」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条
中大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例第 2 5 条に 1 項を加える改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第42号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第50条中「同一敷地内にある」を削る。

第51条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第267条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第55条の4第1項中「を掲示」を「(以下この条において「重要事項」という。)を掲示」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1

項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 第59条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第125条第3項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第137条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第140条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条

第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第141条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第142条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第158条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第168条中「同一敷地内にある」を削る。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第175条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項」を「同項」に改める。

第176条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第178条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第180条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第181条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第182条中「及び第141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第195条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第204条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0、9」とする。

- (1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護

サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第205条中「同一敷地内にある」を削る。

第211条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第215条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当

該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第217条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第218条中「第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)」を「第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「及び第140条の2」を「、第140条の2及び第141条の2」に改める。

第229条中「同一敷地内にある」を削る。

第234条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第235条中「第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。)」を「第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「第212条まで」を「第211条まで、第212条」に改める。

第239条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第240条中「同一敷地内にある」を削る。

第247条第1項中「を掲示」を「(以下この条において「重要事項」という。)を掲示」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第248条第2項第1号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第251条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第251条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定介護予防福祉

用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第252条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第257条中「同一敷地内にある」を削る。

第262条第2項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第265条第2号中「指定介護予防福祉用具販売」を「指定特定介護予防福祉用具販売」に改め、同条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第265条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定

介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第266条第1項中「指定介護予防福祉用具販売」を「指定特定介護予防福祉用具販売」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第267条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第2条 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項第4号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

- (8) 第77条第1項第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第1項中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項中「第13号」を「第15号」に改め、同条第3項中「及び第10号から第13号まで」を「、第9号及び第12号から第15号まで並びに前項」に改める。

第80条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「第1項」

を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。第118条第4項において「介護老人保健施設基準省令」という。）第2条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号。同項及び第175条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第118条第4項において「介護医療院基準省令」という。）第4条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号。同項及び第175条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第87条第1項第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第87条第1項中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた

医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第87条第2項中「第13号」を「第16号」に改める。

第93条第2項第1号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第118条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準省令第2条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び介護老人保健施設基準条例第4条に規定する人員に関する基準又は介護医療院基準省令第4条に規定する人員に関する基準（医師及び看護師に係る部分に限る。）及び介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第123条第2項第2号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第126条第1項第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第126条第1項中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第126条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第126条第2項中「第12号」を「第15号」に改める。

第175条第1項第1号中「大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）」を「介護老人保健施

設基準条例」に改め、同項第4号中「大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項中「施行日」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「、新条例」を「、改正後の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）」に改め、同項を附則第2項とし、附則中第4項を削り、第5項を第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

（運営規程に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第92条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第94条において準用する新条例第55条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則第6項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

6 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第94条において準用する新条例第55条の10の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第51条の2第2項第2号及び第267条第1項の改正規定 公布の日

- (2) 第2条の規定 令和6年6月1日

- (3) 第1条中指定介護予防サービス等基準等条例第55条の4に1項を加える改正規定及び指定介護予防サービス等基準等条例第247条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準等条例（以下「新条例」という。）第137条第3項（新条例第160条、第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）及び第178条第3項（新条例第197条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第141条の2（新条例第160条、第165条の3、第172条、第182条（新条例第197条において準用する場合を含む。）及び第218条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第141条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第211条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。